

なくそう！ ひとりぼっちと泣き寝入り

広島県労連労働相談センターは1997年8月23日に設立されました。現在は、ヒロシマ労連、呉地区労連、尾三地域労連、福山地区労会議、県北地域労連の5地域労連に常設の労働相談センターを設置し、寄せられた相談は1万件を超え、労働者の駆け込み寺としての機能を果たしています。

不安定雇用、ただ働き、 過労死増やすな！

政府・財界は「労働法制」を改悪し続け、働くものの雇用とくらしが破壊されています。非正規雇用労働者は、全労働者の4割を超え、年収200万円以下の働く貧困層（ワーキングプア）と言われる労働者も1100万人に達しています。また、長時間労働など働きすぎで心の不調を訴える人は4人に1人とされています。

人間らしく働き人間らしく暮らしていく働くルールの確立が急務です。みなさんの悩み解決のため、労働相談センターでは、電話、メール、面談での相談に応じています。

カンパのお願い！

労働相談センターは、「広島の労働者を守る共同基金」を広島独自の制度として創設し、皆さんからカンパをいただく中で、維持・運営しています。

ご支援・ご協力をお願いいたします。

広島の 労働者を守る 共同基金への ご協力をお願い いたします！！



≧ 切り取り線

02 広島		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担								
口座記号番号												金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	1	3	0	0	6					8	6	5	4	金額						
広島労働者を守る共同基金													料金	備考						
加入者名 ※ おところ・おなまえ 〒																				
ご依頼人・通信欄 電話番号																				
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 広島 7271 号)																				
これより下部には何も記入しないでください。																				
													日							
													附							
													印							

切り取り線で切り抜いて、お振り込みください。
振込手数料はかかりません。

≧ 切り取り線

振替払込請求書兼受領証

013006												通常払込 料金加入 者負担								
口座記号番号												金額	千	百	十	万	千	百	十	円
013006												金額								
加入者名 広島労働者を守る共同基金																				
おなまえ ※																				
ご依頼人																				
料金																				
備考																				
日																				
附																				
印																				

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

はたらくひとの
何でも相談

働く人の労働相談 ホットライン

相談無料・秘密厳守

解雇、給料未払、パワハラ・セクハラ…

こんなとき、すぐ相談してください。
専門の相談員が相談に応じます。
また一人でも入れる労働組合に加入いただいて、
いっしょに解決のための交渉などを
することも可能です。

月40時間以上の残業
代が未払い。請求は
どうしたらよい？

夫がうつ病で雇止
め、労災申請ができ
るか？

日雇いの仕事、休む
と罰金をとられる。

上司からパワハラで
自己都合退職を迫ら
れている。

休日に緊急呼び出し
の待機を義務付けら
れ、手当なし。

広島県の最低賃金を
知りたい。

体調不良になった。
契約途中でやめるなら
損害賠償と言われた。

勤務中、車で追突され
休業したが、会社が労
災にしてくれない。

あきらめなくて、お気軽に相談ください。

私たちが相談に応じます。



県労連労働相談センター	082-262-2099	広島市東区光町2-9-24	月～金 10時～18時
ヒロシマ労連労働相談	082-545-0147	広島市中区大手町5-6-27	水～土 13時～18時
労働相談センター呉	0823-21-2721	呉市中央6-7-9	月～金 13時～18時
尾三地域労連労働相談	0848-37-5899	尾道市十四日元町3-21	木 13時～18時
労働相談センター福山	084-957-5336	福山市多治米町1-11-29	火・金 13時～17時
県北地域労働相談センター	0824-62-8205	三次市十日市中2-8-13	金 13時～18時
メールでの相談 hiroshimakenrouren@nifty.com			

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。